

総合型地域スポーツクラブ

ほなみふれあいスポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 このクラブは、「ほなみふれあいスポーツクラブ」(以下「クラブ」という。)と称し、事務局を山形市陣場903番地(山形市金井コミュニティセンター)に置く。

(目的)

第2条 クラブは、会員に対して日常生活の中で自発的に運動やスポーツを楽しむ場を提供し、金井地区における生涯スポーツ活動の振興を図り、もって、会員の健康増進、世代間交流の促進、豊かな高齢化社会の創造並びに青少年の健全育成など明るく豊かで活力に満ちあふれる地域社会の形成に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 種目別クラブ活動
- 2) 各種スポーツ教室
- 3) 健康体力相談・測定
- 4) 各種研修会・講演会
- 5) 会員相互の親睦を深めるための活動
- 6) その他クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(入会資格)

第4条 クラブに入会する者は、クラブの目的に賛同するものであること。また、クラブの定める諸規定を遵守するものであること。

(会員資格の喪失)

第5条 会員の資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。
2 会員が脱退しようとする場合は、書面をもって届け出るものとする。

(除名)

第6条 会員が次の各号に該当する場合は、運営委員会の議決を経て除名することができる。
(1) 法令、またはクラブ規約等に違反したとき。
(2) クラブの名譽を著しく損し、またはクラブの目的に反する行為をしたとき。

(入会手続き)

第7条 クラブに入会しようとする者は、別に定める所定の手続きにより申し込みをする。また、入会後、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(会費の納入)

第8条 クラブに入会しようとする者は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第9条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、理由のいかんを問わず返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 クラブに、次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 事務局長 1名
- 4) 運営委員 30名程度
- 5) 監事 2名

2 クラブに顧問を置くことができる。

(役員の選出及び任期)

第11条 クラブの役員は、総会において会員の中から選任する。
2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の補欠)

第12条 クラブの役員に欠員が生じた場合は、総会において選任する。
2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。
(1) 会長は、本クラブを代表し、統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
(3) 事務局長は、本クラブの事務を統括する。
(4) 運営委員は、本クラブの会務を推進する。
(5) 監事は、会計を監査する。

第4章 会議

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成し、クラブの最高議決機関とする。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
3 通常総会は毎年1回開催する。
4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 会員の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
5 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。
6 総会は、次の事項について議決する。
(1) 規約の制定及び改廃
(2) 事業計画及び予算
(3) 収支決算及び事業報告の承認
(4) 役員の選任及び解任
(5) その他、クラブの運営に重要な事項

(総会の議決)

第15条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長及び運営委員をもって組織し、次の事項について審議し、議決する。
(1) 総会から委任された事項に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項の原案作成に関すること。
(3) 専門部会の設置及び同部会への付託事項並びに委任事項に関すること。
(4) クラブの運営上、緊急に議決する必要がある事項に関すること。
(5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

(専門部会)

第17条 専門部会として、次の部会を設置する。
(1) 総務広報部会
(2) 事業部会
(3) 指導部会
2 各部会は、部長1名、副部長2名、部員若干名をもって構成する。
3 専門部会は、それぞれの所管事項に関し具体的な事業を計画し、運営委員会の承認を得てその実施にあたる。

(事務局)

第18条 クラブの事務を処理するため事務局を設置し、事務局長及び事務局員を配置する。
2 事務局長は、次の事項について専決することができる。
(1) 文書の受理、整理及び保管、並びに金銭出納の保管に関すること。
(2) 簡易な内容の回答、通知及び報告等の処理に関すること。
(3) 物品の購入及び支払に関すること。
(4) その他簡易な事項

第5章 会計

(会計)

第19条 クラブの会計は、次のものをもって支弁する。
(1) 会費
(2) 事業等による収入
(3) 国、県、市、財団等からの補助金
(4) 寄附金
(5) その他の収入

(財産管理)

第20条 クラブの会計は、事務局が行う。

(会計年度)

第21条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第22条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに背理して盗難、傷害等の事故が起きた場合は、クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第23条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

第7章 補則

(補則)

第24条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、運営委員会の議決により別に定める。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。